

## 訪問看護医療DX情報活用加算に伴う掲示

2024年診療報酬改定に伴い、順心会訪問看護ステーション加古川では地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認により利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供を目指します。

### 【対象者】

訪問看護管理療養費を算定する者（医療保険利用者）

### 【算定要件】

当ステーションは地方厚生局長等に届け出を行い、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、看護師等（准看護師を除く）が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

2026年6月1日より算定 訪問看護医療DX情報活用加算 50円/月額（月1回）

### 【施設基準】

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている訪問看護ステーションであること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下「オンライン資格確認」という。）を行う体制を有している訪問看護ステーションであること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向け総合ポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。
3. 居宅同意取得型のオンライン資格確認等のシステムの活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること。
4. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
  - ア. 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している訪問看護ステーションであること。
  - イ. マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる訪問看護ステーションであること。
5. 4の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご理解とご協力をお願いいたします。

2026年6月1日 順心会訪問看護ステーション加古川